

大崎地方合併協議会

第2回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会

日時 平成17年9月6日(火)午後6時

場所 宮城県古川合同庁舎1階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 日常生活圏域の設定について
 - (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の構成案について …… 1～4ページ
 - (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間について …… 5ページ
 - (4) 要介護認定者数の推移について …… 6～7ページ
 - (5) 施設利用者の推移について …… 8ページ
 - (6) 介護サービス量の見込みについて …… 9～12ページ
 - (7) 介護予防の推進について …… 13～15ページ
 - (8) 次回会議の開催について …… 16ページ
 - (9) その他
- 4 閉会あいさつ
- 5 閉会

3 協議事項

(1) 日常生活圏域の設定について

協議事項3(1)「日常生活圏域の設定について」の資料は、第1回小委員会にて当日配布しました「新市「大崎市」の日常生活圏域の設定の基本的な考え方(案)」を使用します。

3 協議事項

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画の構成案について

(3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画の期間について

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の構成案について

大崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書構成案

	区分
<p>第1章 計画策定の趣旨</p> <ol style="list-style-type: none">1. 基本理念2. 法令等の根拠3. 計画の背景4. 計画の期間5. 大崎市まちづくり計画との整合6. 計画の策定体制・計画の周知<ol style="list-style-type: none">(1) 計画策定の基本的な考え方(2) 計画の策定方法(3) 計画の周知方法	高・介
<p>第2章 高齢者等の状況</p> <ol style="list-style-type: none">1. 大崎市の人口推移<ol style="list-style-type: none">(1) 総人口の推移と推計(2) 人口構成(3) 自然動態(4) 社会動態2. 高齢者の状況<ol style="list-style-type: none">(1) 高齢者の人口及び前期高齢者数、後期高齢者数の推移(2) 要介護認定者の状況(3) 高齢者の世帯の状況(4) 高齢者の就労の状況3. 高齢者の疾病構造、受診状況等<ol style="list-style-type: none">(1) 高齢者の主要疾病分類(2) 病院、診療所に入院中の高齢者	高・介
<p>第3章 介護サービスの現状と計画期間における見込み</p> <ol style="list-style-type: none">1. 日常生活圏域の設定2. 介護サービスの現状(利用状況)<ol style="list-style-type: none">(1) 居宅サービス<ul style="list-style-type: none">訪問介護訪問入浴介護訪問看護訪問リハビリテーション居宅療養管理指導通所介護通所リハビリテーション短期入所生活介護及び短期入所療養介護認知症対応型共同生活介護特定施設入所者生活介護福祉用具貸与特定福祉用具販売(2) 住宅改修(3) 居宅介護支援	介護

(4) 介護保険施設サービス

介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設

3. 介護サービスの今後の利用見込み量及び利用見込み量確保のための方策

(1) 居宅サービス

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護及び短期入所療養介護
認知症対応型共同生活介護
特定施設入所者生活介護
福祉用具貸与
特定福祉用具販売

(2) 地域密着型サービス(法改正による新設サービス)

夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(3) 住宅改修

(4) 居宅介護支援

(5) 介護保険施設サービス

介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設

(6) 介護予防サービス(法改正による新設サービス)

介護予防訪問介護
介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導
介護予防通所介護
介護予防通所リハビリテーション
介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防福祉用具貸与
特定介護予防福祉用具販売

(7) 地域密着型介護予防サービス(法改正による新設サービス)

介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

<ul style="list-style-type: none"> (8) 住宅改修(法改正による新設サービス) (9) 介護予防支援(法改正による新設サービス) 4. 地域支援事業の今後の利用見込み量及び利用見込み量確保のための方策 	
<p>第4章 介護保険サービスの事業費及び介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 介護保険料の算出方法 2. 介護保険サービスの事業費用 <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護費用の負担区分 (2) 介護サービスの総費用額 3. 第1号被保険者の介護保険料 <ul style="list-style-type: none"> (1) 標準給付費見込額 (2) 第1号被保険者保険料の算出 	介護
<p>第5章 高齢者の保健・福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 保健事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康教育 (2) 健康相談 (3) 健康診査 (4) 機能訓練 (5) 訪問指導 2. 生活支援事業 3. 施設サービス等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 養護老人ホーム (2) 軽費老人ホーム 4. 相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センター (2) 市役所, 支所の相談窓口 	高齢者
<p>第6章 生きがいづくり活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の社会参加と生きがい対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 老人クラブ活動等 (2) 高齢者の生きがい活動等の推進 (3) 高齢者の就労対策 2. 地域福祉活動と福祉ボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉活動, 福祉ボランティア活動の育成と支援 (2) 民間シルバーサービス (3) 高齢者相互支援推進・啓発事業 	高齢者

<p>第7章 計画の推進体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健・福祉・医療の連携体制の充実 2. 情報提供体制の確立 3. 民間事業者の活用推進 4. 計画の進行管理 	高・介
<p>資料編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険サービスの事業費用と第1号被保険者保険料の算出根拠 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険サービス等の算出根拠 (2) 介護保険料の求め方 (3) 施設サービス量に係る参酌標準について 2. 保健福祉サービスの見込み値の算出根拠 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健サービス事業の見込み値の求め方 (2) 福祉サービス事業の見込み値の求め方 3. 大崎地方合併協議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置要綱 (2) 委員名簿 (3) 審議経過 	高・介

区分欄の「高・介」は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の共通事項です。

区分欄の「介護」は、介護保険事業計画の事項です。

区分欄の「高齢者」は、高齢者保健福祉計画の事項です。

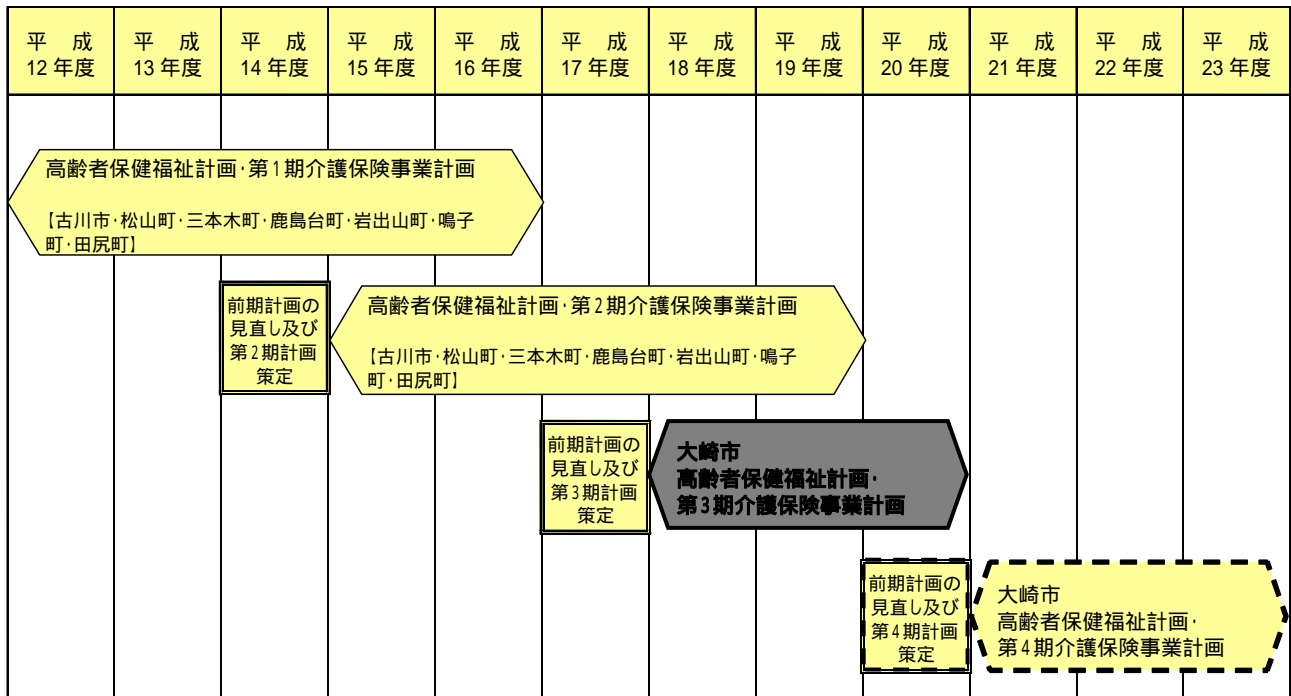
国から高齢者保健福祉計画の指針が示されていないため、今後変更する場合があります。

(3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間について

介護保険事業計画は、第2期計画まで3年ごとに5カ年を1期として計画を策定していたが、今後の社会情勢の変化、整備目標の達成状況及び保険料の財源的均衡を考慮し、2015年(平成27年)の高齢者介護の姿を念頭に置いて、そこに至る中間段階の位置付けという性格を有して、本年度に見直しを行い、大崎市として平成18年度から平成20年度までの3カ年を対象とした第3期計画を策定することとなる。

また、高齢者保健福祉計画は、すべての高齢者を視野に入れて、介護給付対象外の保健福祉サービスやその他の関連施策も含み、介護保険事業計画の内容のほとんどを包含することになるため、介護保険事業計画と整合性を持って策定される必要がある。そのため高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体化して策定する。



3 協議事項

(4) 要介護認定者数の推移について

(4) 要介護認定者数の推移について

1 大崎市及び構成市町の要介護認定者数の推移

人口推計

単位:人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
大崎市	139,473	139,142	138,814	138,480	138,141	137,554	136,964	136,372	135,781	135,169
古川	74,441	74,724	75,007	75,289	75,572	75,686	75,800	75,914	76,028	76,142
松山	7,137	7,106	7,075	7,045	7,012	6,984	6,953	6,923	6,892	6,862
三本木	8,573	8,559	8,541	8,522	8,498	8,472	8,441	8,408	8,371	8,331
鹿島台	13,741	13,643	13,546	13,449	13,351	13,230	13,109	12,988	12,867	12,746
岩出山	13,706	13,515	13,332	13,145	12,958	12,748	12,540	12,335	12,134	11,915
鳴子	8,736	8,573	8,409	8,244	8,080	7,907	7,734	7,561	7,386	7,213
田尻	13,139	13,022	12,904	12,786	12,670	12,527	12,387	12,243	12,103	11,960

平成17年数値は、1市6町の合計値です。

高齢者数(65歳以上)

単位:人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
大崎市	31,482	31,795	32,094	32,403	32,729	33,109	33,459	33,811	34,225	34,645
古川	13,642	13,876	14,109	14,342	14,576	14,862	15,146	15,432	15,718	16,003
松山	1,791	1,831	1,872	1,918	1,963	2,017	2,071	2,129	2,192	2,258
三本木	1,906	1,946	1,968	1,996	2,041	2,069	2,066	2,060	2,109	2,167
鹿島台	3,459	3,487	3,514	3,542	3,570	3,606	3,641	3,677	3,713	3,749
岩出山	4,236	4,226	4,221	4,215	4,208	4,193	4,179	4,167	4,155	4,138
鳴子	2,894	2,881	2,868	2,854	2,840	2,825	2,811	2,796	2,780	2,765
田尻	3,554	3,548	3,542	3,536	3,531	3,537	3,545	3,550	3,558	3,565

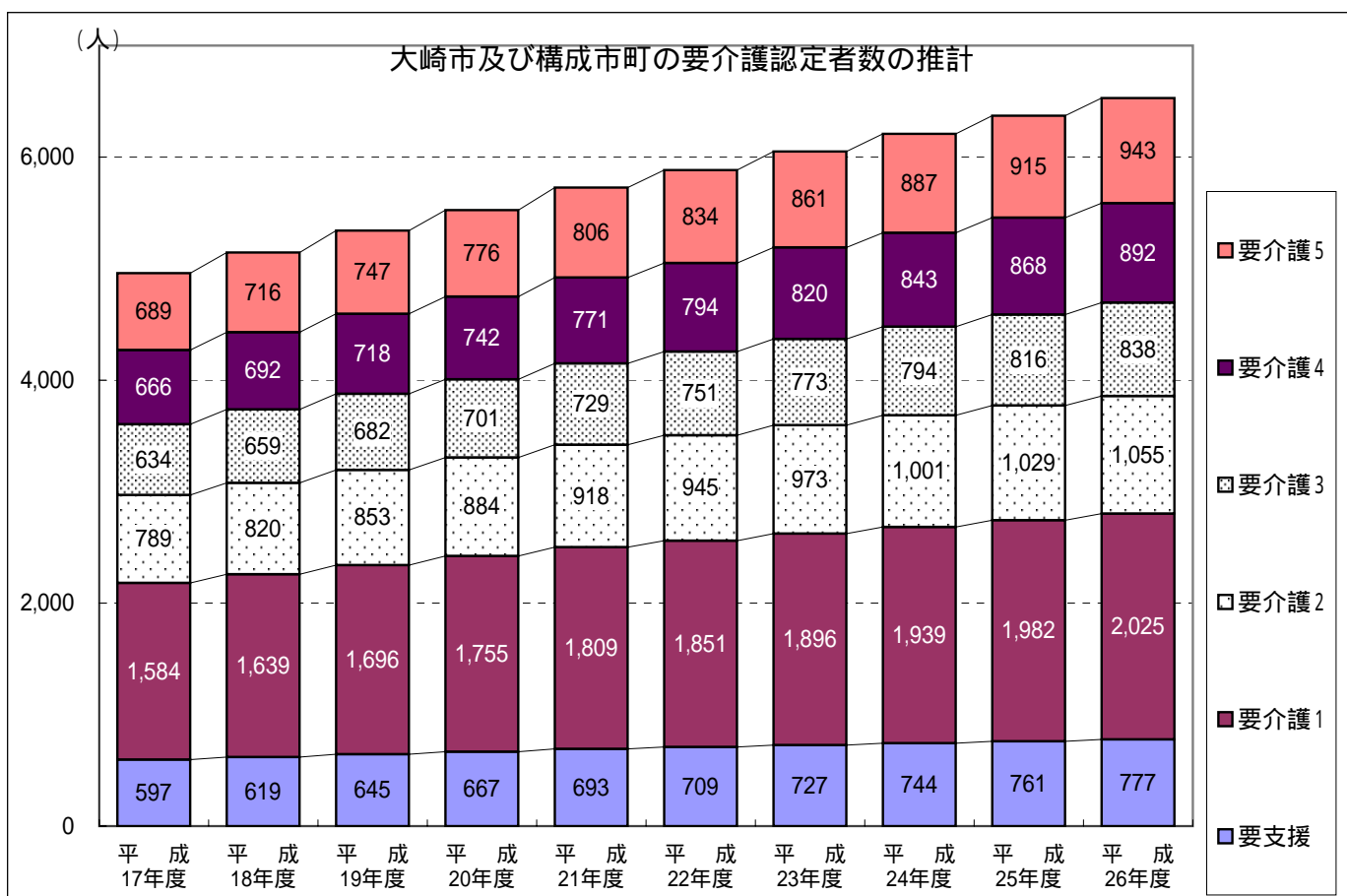
平成17年数値は、1市6町の合計値です。

大崎市及び構成市町の要介護認定者数の推計

単位:人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	4,959	5,145	5,341	5,525	5,726	5,884	6,050	6,208	6,371	6,530
要支援	597	619	645	667	693	709	727	744	761	777
要介護1	1,584	1,639	1,696	1,755	1,809	1,851	1,896	1,939	1,982	2,025
要介護2	789	820	853	884	918	945	973	1,001	1,029	1,055
要介護3	634	659	682	701	729	751	773	794	816	838
要介護4	666	692	718	742	771	794	820	843	868	892
要介護5	689	716	747	776	806	834	861	887	915	943

平成17年数値は、1市6町の合計値です。



要介護認定者数の合計は、平成17年度の4,959人から平成26年度には1,571人増加し、6,530人と推測されます。

要介護認定者の中で要介護1が約3割を占めています。

平成17年度数値は、1市6町の合計値です。

介護予防による効果を見込んでいません。

6 協議事項

(5) 施設利用者の推移について

(5) 施設利用者の推移について

1 施設利用者の推計について

(1) 施設・居住系サービス利用者の推計について、以下の基本的考え方(参酌標準)が示されている。

平成26年度において、要介護2～5の認定者に対する介護保険三施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設の利用者割合の合計を37%以下とすることを目標とする。

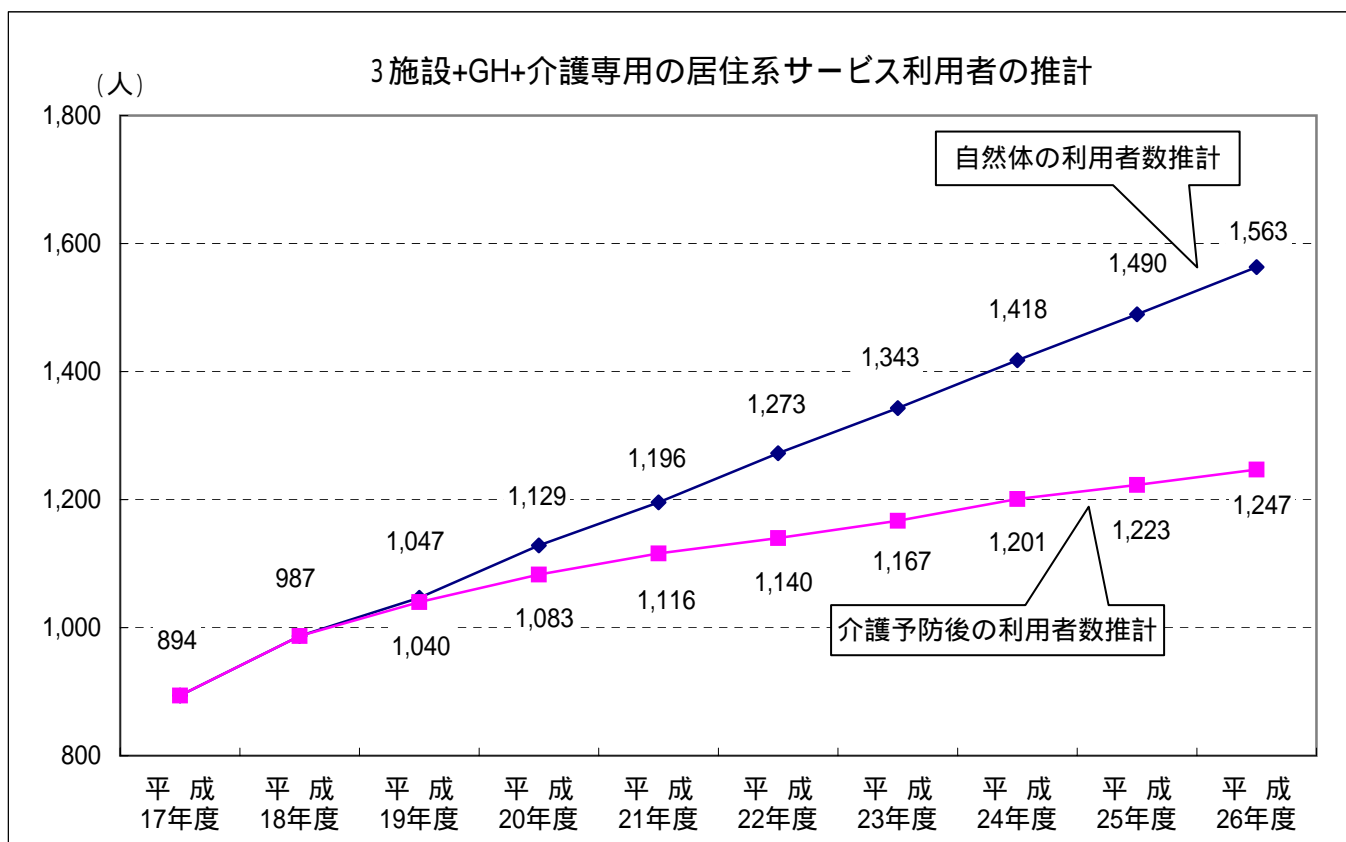
平成26年度において、介護保険三施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者は、要介護2以上の者について見込むものとし、その利用者数の全体に対する要介護4及び5の者の割合を70%以上を目標とする。

(2) 介護予防を実施することにより、要介護2～5の認定者数が自然体の増加見込みより少なくなる。

大崎市3施設+GH+介護専用の居住系サービス利用者数の推計比較(自然体と介護予防後の利用者)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自然体の 3施設+GH+介護専用の 居住系サービス利用者数	894	987	1,047	1,129	1,196	1,273	1,343	1,418	1,490	1,563
介護予防後の 3施設+GH+介護専用の 居住系サービス利用者数	894	987	1,040	1,083	1,116	1,140	1,167	1,201	1,223	1,247

単位:人



自然体の平成19年度以降は、過去3年間の伸び率で推計しています。
平成17年度数値は、1市6町の合計値です。

6 協議事項

(6) 介護サービス量の見込みについて

(6) 介護サービス量の見込みについて

1 居宅サービス

		実績値			推計値			
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援, 要介護1の認定者数(人) (自然体)		1,556	1,874	2,099	2,181	2,258	2,341	2,422
要介護2～5の認定者数(人) (自然体)		2,302	2,476	2,672	2,778	2,887	3,000	3,103
合計者数(人)		3,858	4,350	4,771	4,959	5,145	5,341	5,525
居宅サービス		実績値			推計値			
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問介護	給付費(円)	438,405,969	492,989,904	551,656,089	610,322,274	668,988,459	727,654,644	786,320,829
	件数(件)	10,701	10,288	11,542	12,796	14,050	15,304	16,558
訪問入浴介護	給付費(円)	99,797,505	117,979,117	124,799,411	131,619,705	138,439,999	145,260,293	152,080,587
	件数(件)	2,832	2,982	2,991	3,000	3,009	3,018	3,027
訪問看護	給付費(円)	142,926,224	137,240,263	125,363,870	114,515,227	104,605,396	95,553,134	87,284,230
	件数(件)	3,347	3,608	3,410	3,223	3,046	2,879	2,721
訪問リハビリテーション	給付費(円)	2,905,650	3,790,050	2,538,450	2,651,414	2,059,348	1,948,736	1,616,574
	件数(件)	156	196	153	164	142	142	129
居宅療養管理指導	給付費(円)	27,766,440	21,398,070	19,196,820	17,222,016	15,450,362	13,860,962	12,435,065
	件数(件)	3,176	3,491	3,248	3,022	2,812	2,616	2,434
通所介護	給付費(円)	782,109,631	842,345,547	975,814,720	1,109,283,893	1,242,753,066	1,376,222,239	1,509,691,412
	件数(件)	17,012	18,855	20,883	22,911	24,939	26,967	28,995
通所リハビリテーション	給付費(円)	61,686,567	86,270,673	128,429,631	170,588,589	212,747,547	254,906,505	297,065,463
	件数(件)	1,938	1,871	2,683	3,495	4,307	5,119	5,931

居宅サービス		実績値			推計値			
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
短期入所生活介護	給付費(円)	287,638,254	304,846,168	393,396,829	481,947,490	570,498,151	659,048,812	747,599,473
	件数(件)	3,474	3,626	4,668	5,710	6,752	7,794	8,836
短期入所療養介護	給付費(円)	62,133,682	95,557,285	112,100,293	128,643,301	145,186,309	161,729,317	178,272,325
	件数(件)	724	1,042	1,171	1,300	1,429	1,558	1,687
特定施設入居者生活介護	給付費(円)			608,617	880,398	1,149,289	1,432,635	1,698,634
	件数(件)			5	7	9	12	14
福祉用具貸与	給付費(円)	126,347,517	166,228,154	196,169,028	226,109,902	256,050,776	285,991,650	315,932,524
	件数(件)	10,290	13,310	15,811	18,312	20,813	23,314	25,815
痴呆対応型共同生活介護	給付費(円)	112,514,409	180,544,741	248,712,478	316,880,215	385,047,952	453,215,689	521,383,426
	件数(件)	515	802	1,092	1,382	1,672	1,962	2,252

平成15年度より介護報酬の変更あり。

2 福祉用具購入

3 住宅改修

4 居宅介護支援

		実績値			推計値			
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援, 要介護1の認定者数(人) (自然体)		1,556	1,874	2,099	2,181	2,258	2,341	2,422
要介護2～5の認定者数(人) (自然体)		2,302	2,476	2,672	2,778	2,887	3,000	3,103
合計者数(人)		3,858	4,350	4,771	4,959	5,145	5,341	5,525
福祉用具購入 / 住宅改修 / 居宅介護支援		実績値			推計値			
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
福祉用具購入	給付費(円)	7,926,560	7,790,380	8,375,592	8,636,922	8,895,472	9,167,922	9,423,691
	件数(件)	388	366	409	428	447	467	486
住宅改修	給付費(円)	29,080,149	27,680,107	33,198,059	35,662,133	38,099,993	40,668,920	43,080,567
	件数(件)	244	245	307	335	362	391	418
居宅介護支援	給付費(円)	212,256,880	263,169,040	296,413,362	311,258,807	325,946,323	341,423,489	355,953,074
	件数(件)	28,007	31,738	34,367	35,541	36,703	37,926	39,075

平成15年度より介護報酬の変更あり。

5 介護保険施設サービス

		実績値			推計値			
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援, 要介護1の認定者数(人) (自然体)		1,556	1,874	2,099	2,181	2,258	2,341	2,422
要介護2～5の認定者数(人) (自然体)		2,302	2,476	2,672	2,778	2,887	3,000	3,103
合計者数(人)		3,858	4,350	4,771	4,959	5,145	5,341	5,525
施設サービス		実績値			推計値			
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護老人福祉施設	給付費(円)	1,192,325,704	1,167,642,193	1,192,460,399	1,217,278,605	1,227,560,747	1,248,373,144	1,261,814,822
	件数(件)	4,479	4,136	4,241	4,346	4,390	4,478	4,534
介護老人保健施設	給付費(円)	757,715,018	1,079,516,836	1,289,201,517	1,498,886,198	1,585,758,215	1,761,598,518	1,875,164,908
	件数(件)	2,571	3,855	4,464	5,073	5,325	5,836	6,166
介護療養型医療施設	給付費(円)	303,472,705	352,513,920	341,121,575	372,841,790	375,737,892	399,713,419	410,150,816
	件数(件)	829	992	917	1,007	986	1,042	1,046

平成15年度より介護報酬の変更あり。

6 合計

		実績値			推計値			
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援, 要介護1の認定者数(人) (自然体)		1,556	1,874	2,099	2,181	2,258	2,341	2,422
要介護2～5の認定者数(人) (自然体)		2,302	2,476	2,672	2,778	2,887	3,000	3,103
合計者数(人)		3,858	4,350	4,771	4,959	5,145	5,341	5,525
合計		実績値			推計値			
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)～(5)のサービス合計	給付費(円)	4,647,008,864	5,347,502,448	6,039,556,740	6,755,228,879	7,304,975,294	7,977,770,028	8,566,968,420

平成15年度より介護報酬の変更あり。

6 協議事項

(7) 介護予防の推進について

(7) 介護予防の推進について

1 介護予防の推進

(1) 地域支援事業の実施

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が実施する「地域支援事業」を介護保険制度に位置付ける。

(2) 新予防給付の実施

軽度の要介護者（要支援、要介護1）の方々に対するサービスを、より本人の自立支援に資するように改善する。

[介護予防の実施による要介護者等のイメージ(全国推計)]

		平成16年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
要介護2～5	自然体	210万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	-	240万人	260万人	290万人(-30万人)
現行の要支援・要介護1	自然体	200万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	-	260万人	280万人	310万人(-10万人)
地域支援事業の対象者	自然体	-	140万人	150万人	160万人
	予防効果	-	160万人	180万人	200万人(+40万人)

注)合計が合わない年度は、端数処理の関係

2 地域支援事業

(1) 概要

要支援・要介護状態に陥るおそれのある者(高齢者人口の5%程度)を対象として地域支援事業を実施する。
市町村の体制整備状況に応じて平成18年度から開始
地域支援事業を実施した高齢者のうちの20%について、要支援・要介護状態となることを防止する。
地域支援事業の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で20%

(2) 市町村が行う事業

ア 介護予防事業

・支援・要介護になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供

イ 包括的支援事業

・介護予防マネジメント事業

(上記アのマネジメント)

・総合相談・支援事業

(地域の高齢者の実態把握,介護以外の生活支援サービスとの調整等)

・権利擁護事業

(被保険者に対する虐待防止,早期発見等の権利擁護)

・地域ケア支援事業

(支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言,地域のケアマネジャーのネットワークづくり等)

ウ その他

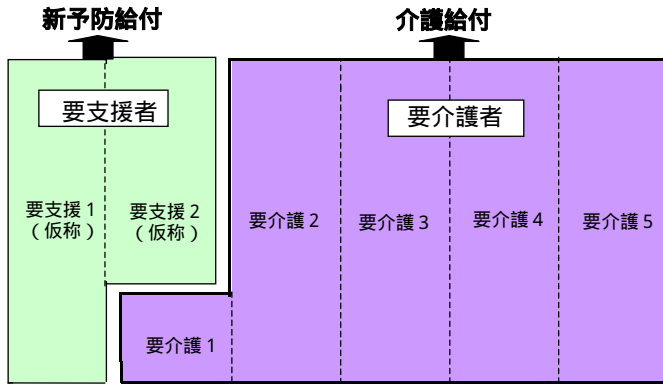
・ア及びイ以外に、介護給付費適正化事業、家族支援事業などを行うことができる。

3 新予防給付

(1) 概要

要支援者（現行の要支援及び要介護1の一部）を対象として、新予防給付を実施する。
 現行の要支援・要介護1の人数のうちの10%について、要介護2以上への移行を防止
 （ ）新予防給付の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で10%

(2) 保険給付と要介護度区分の関係



要支援者は新予防給付，要介護者は介護給付とする。

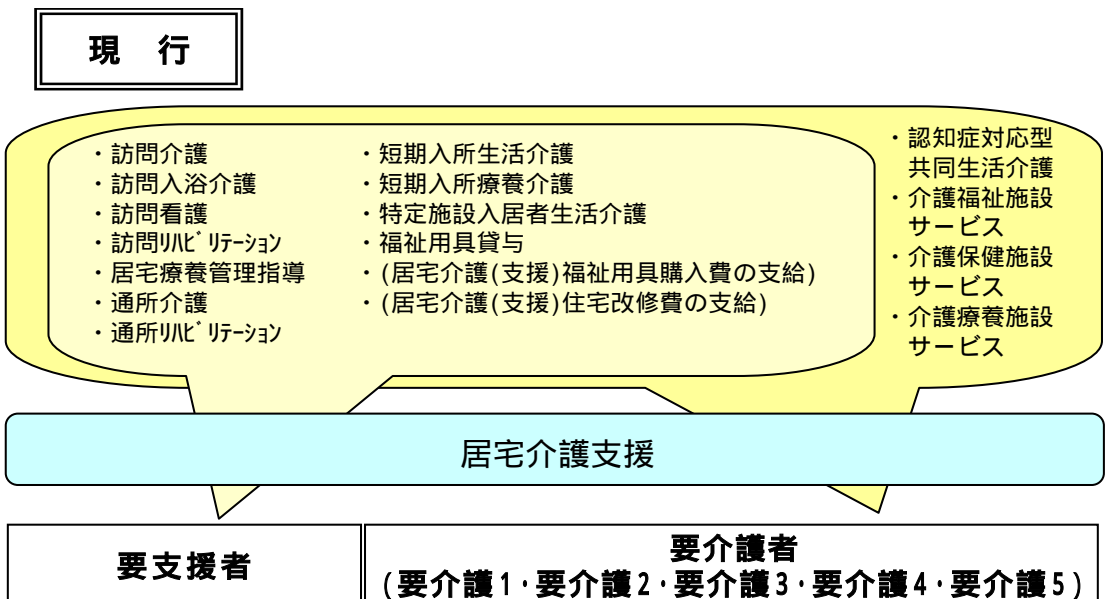
給付の効率化の観点から，要支援者に対する予防給付については，支給限度額，報酬単価の見直しを行う。

現行区分：要支援 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

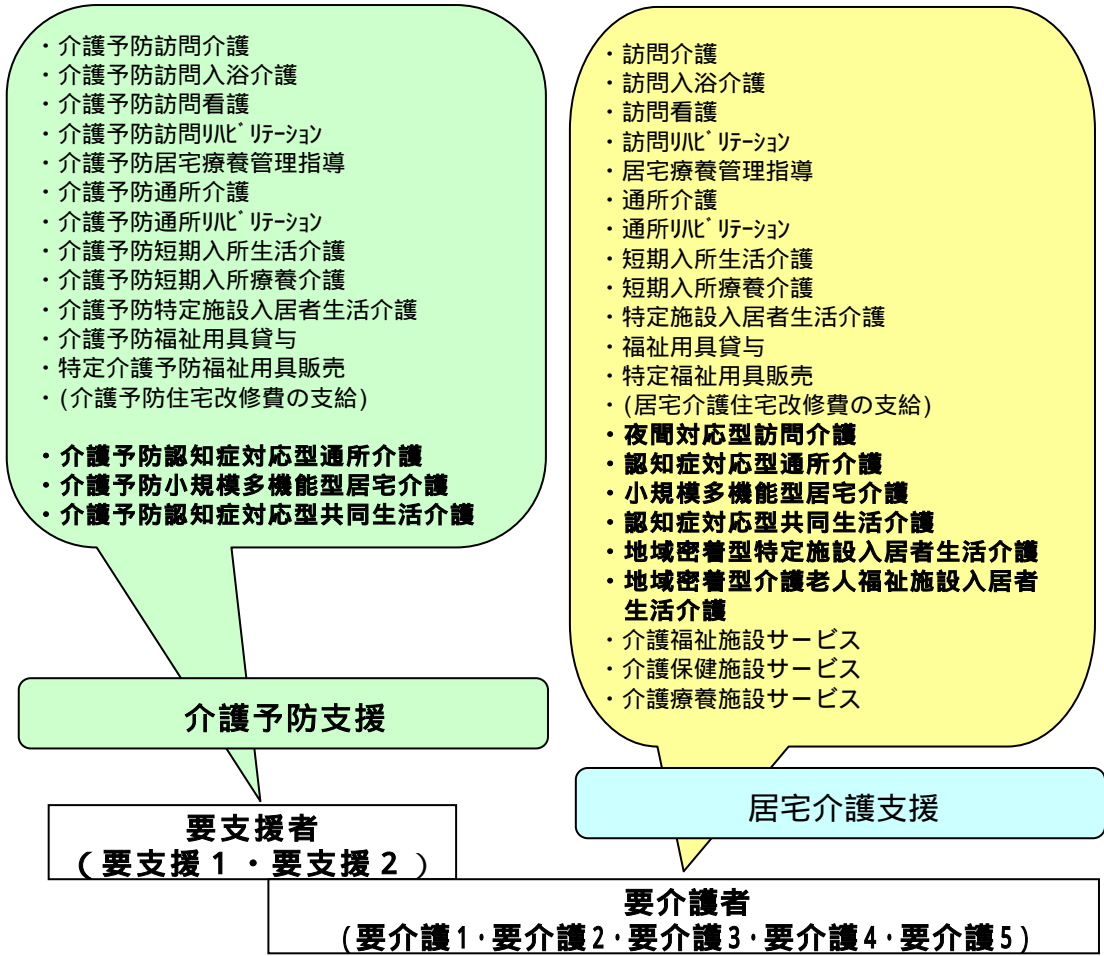
(3) 新予防給付のサービス

新予防給付のメニューには、デイサービスやホームヘルプサービスなどの従来からのサービスについても、内容の見直しを行い盛り込むとともに、筋力向上トレーニングなどの新しいサービスも新たに盛り込む予定となっている。

ア 現行の介護給付と改正後の新予防給付の関係

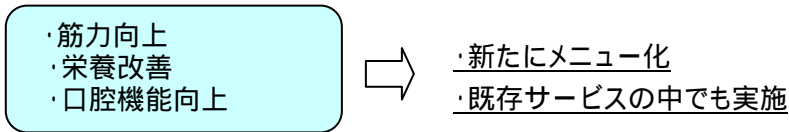


改正後



イ 新たなサービス

- ・効果が明らかなサービスについて市町村モデル事業を踏まえ取り入れ



認知症予防, うつ予防, 閉じこもり予防を地域支援事業において実施

6 協議事項

(8) 次回会議の開催について

(8) 次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

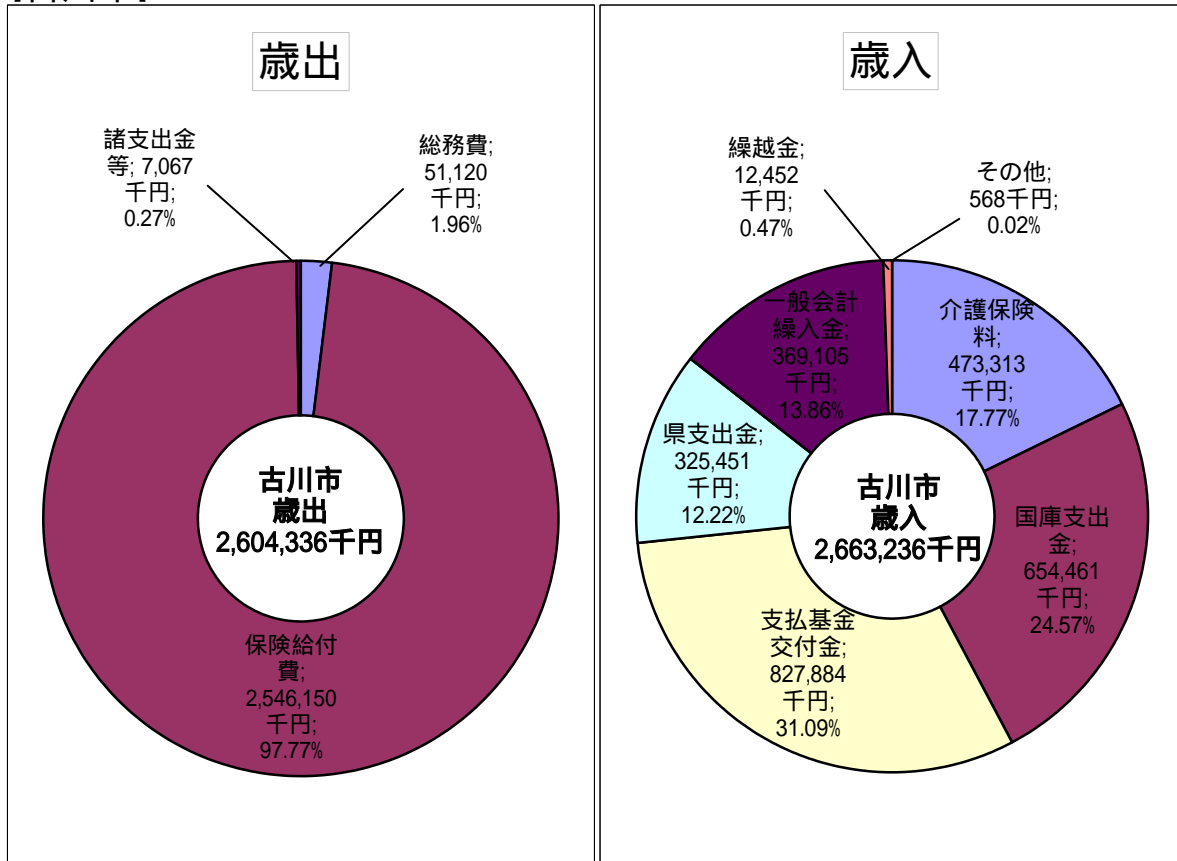
記

- 1 開催日時 平成17年 月 日(曜日) 時 分から

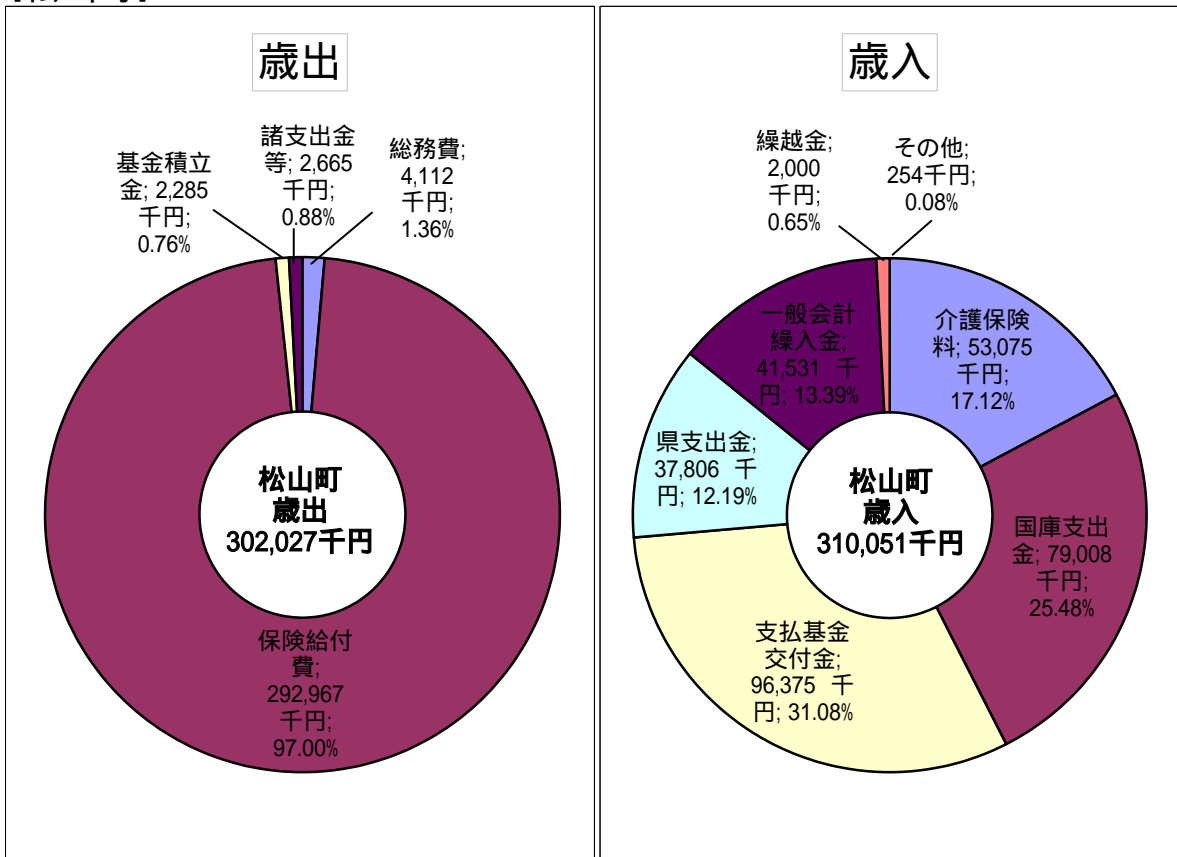
- 2 開催場所 宮城県古川合同庁舎

平成16年度 介護保険特別会計歳入歳出決算見込み

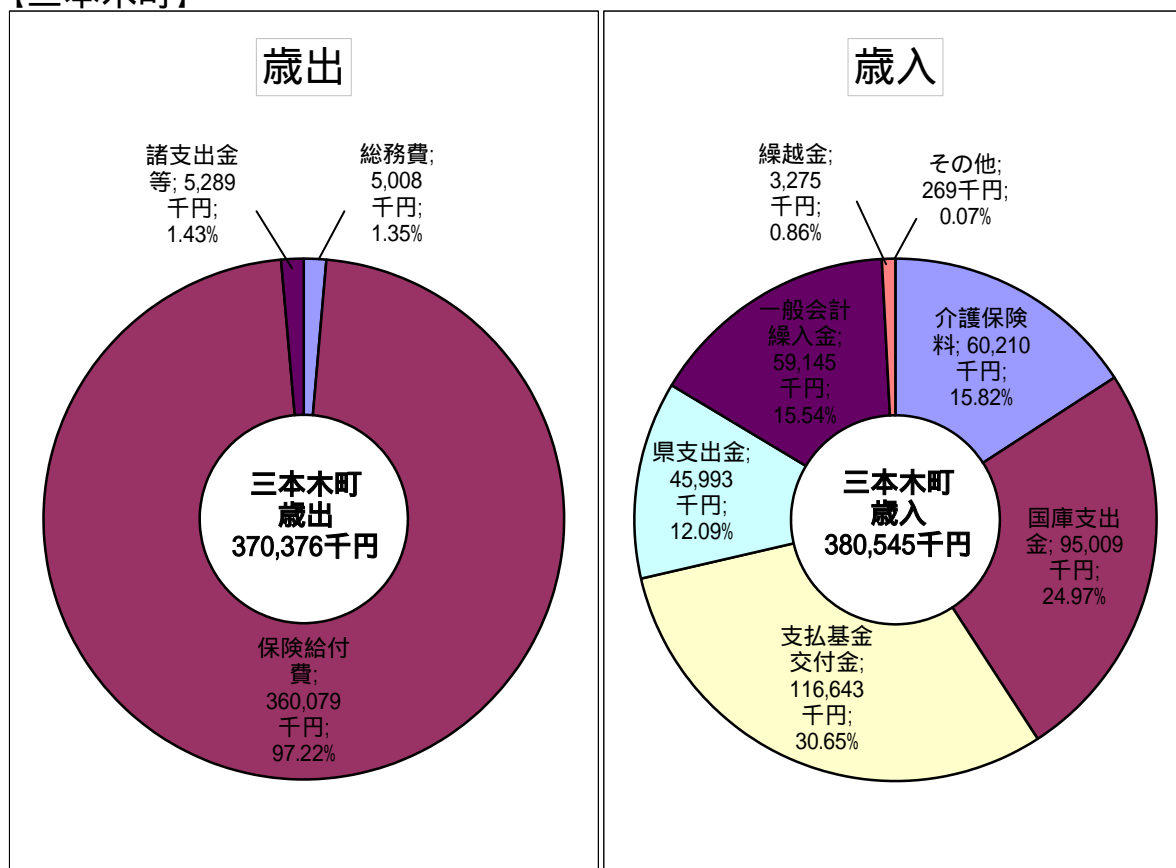
【古川市】



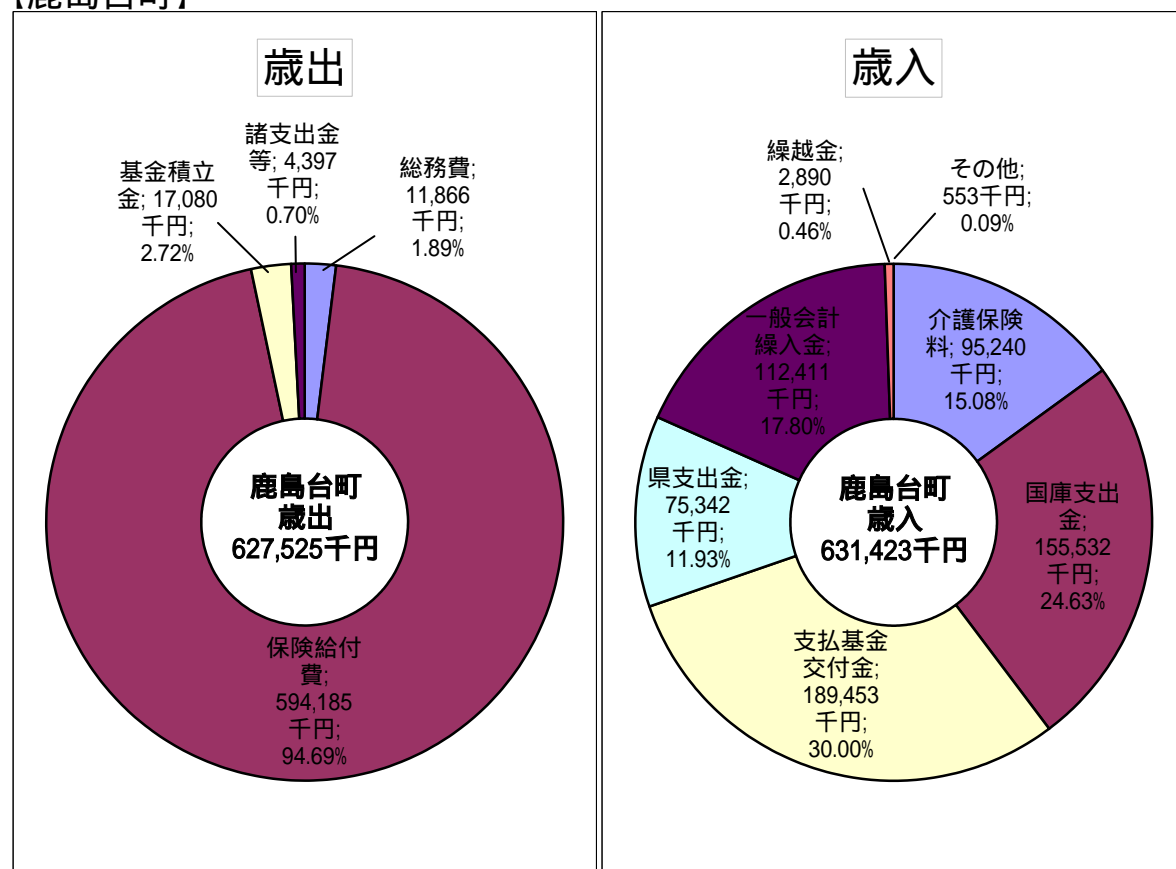
【松山町】



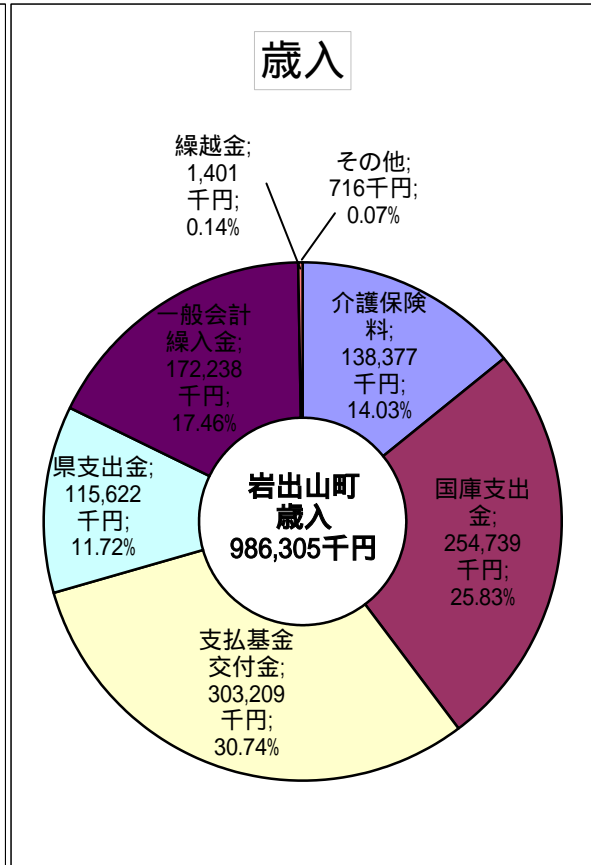
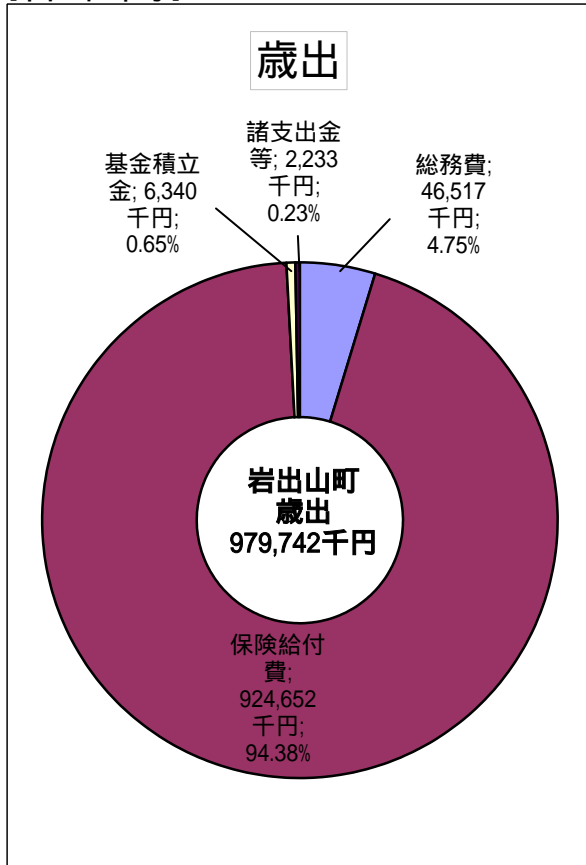
【三本木町】



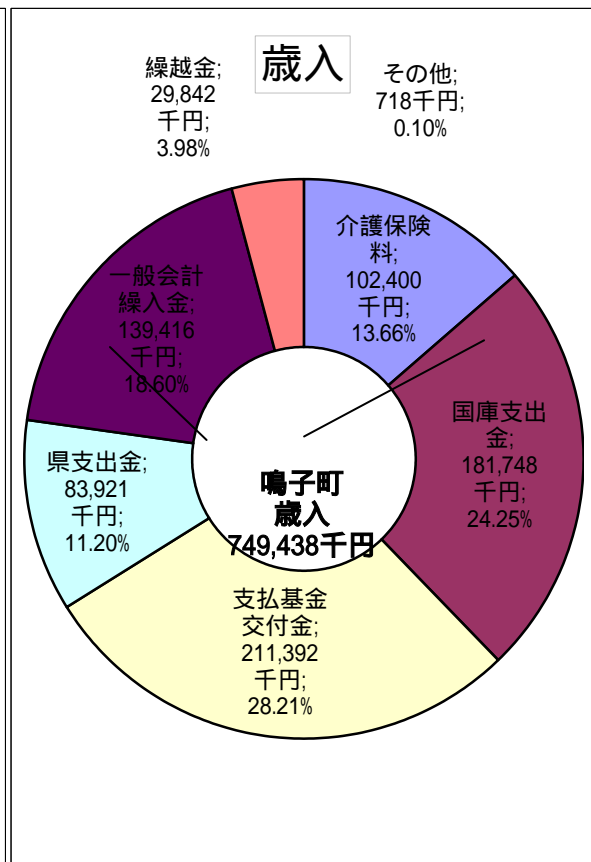
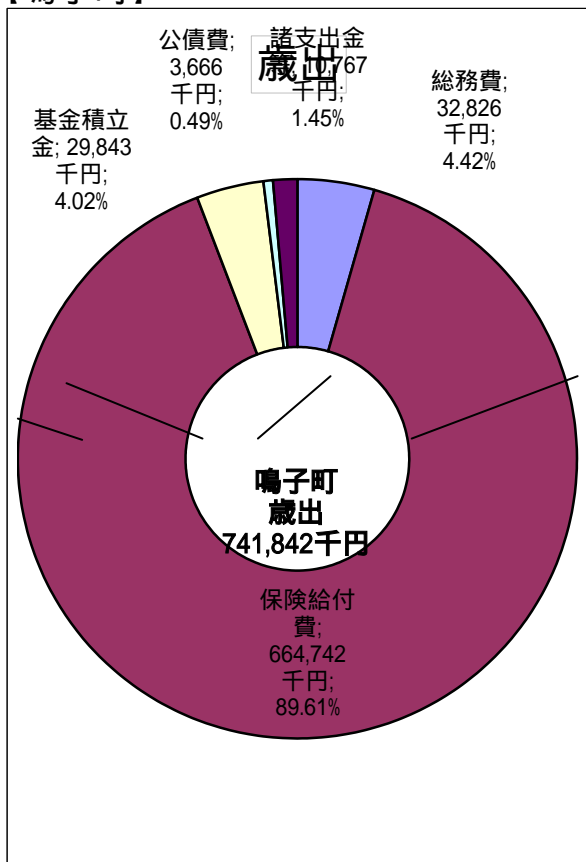
【鹿島台町】



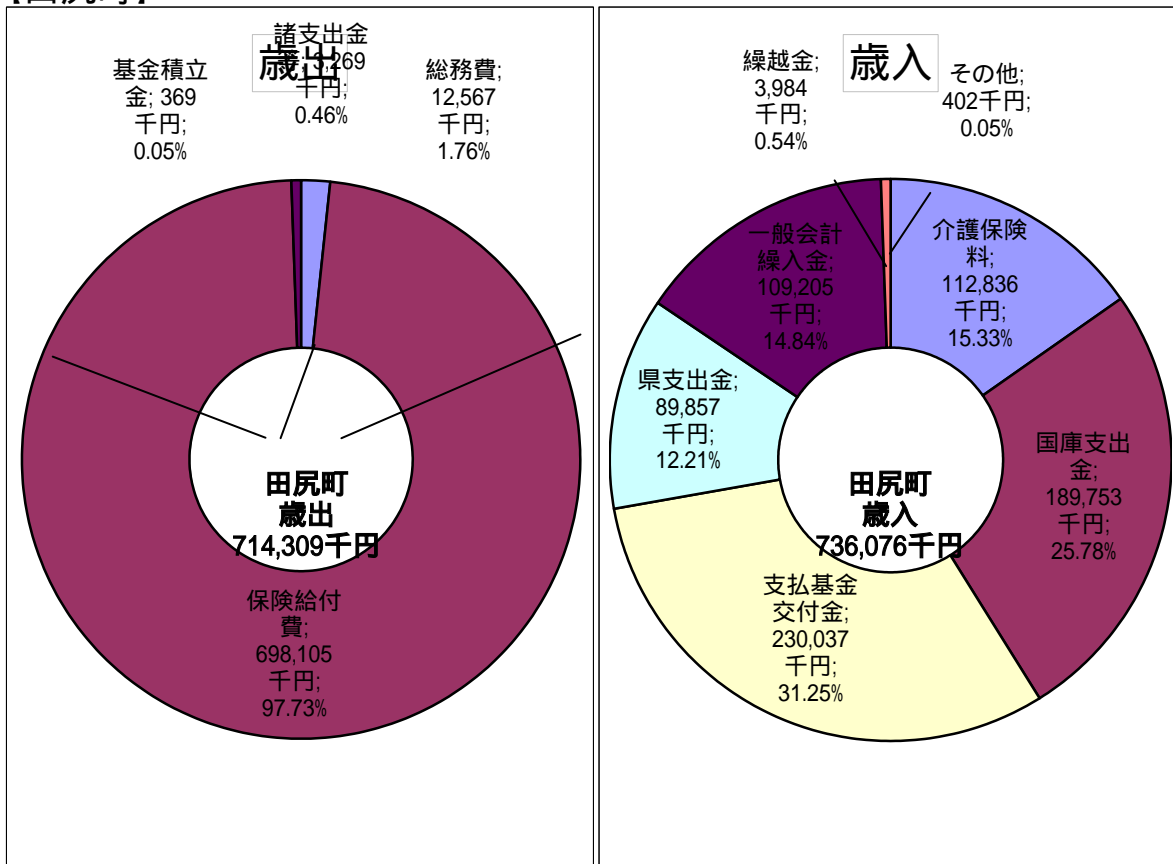
【岩出山町】



【鳴子町】



【田尻町】



介護給付費準備基金積立金保有状況

単位:円

市 町 名	基金残高金額 (平成17年7月1日現在)	備 考
古川市	496,604,000	
松山町	57,613,240	
三本木町	34,104,000	
鹿島台町	64,726,630	
岩出山町	63,793,000	
鳴子町	7,604,495	・平成15年度借入金14,000,000円 ・借入金は第3期計画期間内に返還予定
田尻町	45,071,831	
計	769,517,196	